令和７年　第４回
小林市教育委員会
定例会

会　　議　　録

令和７年３月 18 日（火）

令和７年　第４回教育委員会定例会　会議録

１　日時　　令和７年３月 18 日（火）　　午後３時 30 分～

２　場所　　小林市役所　３階　第３会議室

３　出席委員　　大山和彦　大部薗智子　廣崎真美　園田貞哉　永井良雄

４　参与職員　　松元公孝　今西敦子　田村智宣　久保田恭史　山内寿朗　古沢博文
（調製職員）池北諭子

５　説明職員

６　会議内容

開会　15：30

大山教育長　それでは、ただいまより、令和７年３月11日付小林市教育委員会告示第12号で招集されました令和７年第４回小林市教育委員会定例会を開催したいと思います。

それでは、報告第８号　小林市立中学校拠点校部活動要項の一部改正について説明をお願いします。

今西学校教育課長　報告第８号　小林市立中学校拠点校部活動要項の一部改正について説明します。資料は１ページです。

部活動拠点校方式は、生徒にとって望ましい持続可能な部活動環境の仕組みを構築する目的で、令和５年９月から試行的に実施をしておりますが、令和７年度から本格実施することとしており、２月に開催しました小林市地域クラブ活動推進協議会において、本要項について承認を得ましたので、教育委員会へ報告をするものです。

要項について２ページから３ページに載せております。

令和７年度から本格実施することに伴う改正となっております。

２ページの前段になりますが、拠点校部活動については、市内すべての中学校を拠点校とすること、また、拠点校を利用できる要件として、今まで在籍校に希望する部活動がない場合としておりましたが、休部の場合でも拠点校部活動を利用できるという取り扱いに改正をしております。

３に入部手続き等を定めておりますが、４ページにフロー図をつけておりますのでご覧ください。

変更点としましては、拠点校についてこれまでは、教育委員会への協議を必要としていましたが、先ほどご説明しましたとおり、全学校を拠点校とすることから、教育委員会への協議・決定は不要としております。

また、教育委員会から生徒・保護者に対する周知も不要としております。

５ページから９ページに拠点校部活動を行うにあたっての必要な様式をつけておりますが、５ページの決定書については、教育委員会の決定が不要となりますので様式廃止となります。

６～８ページについては、今回の改正を反映するように様式の改正を行ったところです。

要項の施行日については令和７年４月１日となります。説明は以上です。

園田教育委員　具体的な拠点校の状況と、３ページの５、活動についての（２）に活動場所への移動は、徒歩及び自転車を原則とするとありますけれども、在籍校から拠点校に距離がある場合、どのように対応するのでしょうか。

今西学校教育課長　令和６年度の実績になりますが、拠点校を利用している生徒は合計８名いました。

部活としては、小林中学校に東方中学校から陸上部が２名、野球部が１名、細野中学校から男子バスケットボール部が１名、東方中学校に野尻中学校から剣道部が１名、三松中学校に細野中学校からハンドボール部が２名、細野中学校に東方中学校から野球部が１名となっています。

基本的に、場所が近い場合は自転車や徒歩でも大丈夫ですが、保護者の送り迎えが常になっているようです。

大部薗教育長職務代理者　現時点で何か困りごとや問題点が上がってきていますか。

今西学校教育課長　先ほど申し上げましたが、令和５年９月からこの拠点校方式を行っておりまして、６年度もモデル校ということで教育委員会から許可を出しております。特段、今のところ大きな問題はなく、７年度からは休部等も含めたすべての部活で本格実施をしていこうと考えています。

大部薗教育長職務代理者　生徒が拠点校で指導者に対して不安があったり、不適切な指導があった時、どこに相談すればよいのか、何か対応を考えていますか。

田村教育指導監　教育委員会に苦情があったこともありますが、現段階でこの拠点校について、そういった声はありません。小林市がうまくいっている理由の１つ

として、Ａという中学校の部活動の方針に則って、しっかりここで部活ができるという人は入ってくださいとお願いをしております。ただ単に好き勝手にということではありませんので、もしそのＡという中学校で問題があった場合は、やはりそこの中学校の部活になるので、同じ他の在籍校の生徒も同じように対応はしていただいているところです。

大部薗教育長職務代理者　相談体制というか、例えば、小林中学校が拠点校で東方中学校から生徒が来た場合に、一緒に仲間でやっていくという目的意識を持って活動するのはいいですが、そこで指導者や、その部活の部員同士で何かトラブルがあった時は、全て拠点校に任せる形ですか。

田村教育指導監　基本的には通常の部活動と同じように、顧問の先生に相談をして解決していくことになりますが、学校がまたがる場合には、お互いの学校に連絡をして、協力をして指導にあたっていただくというのが一番いいやり方ではないかと思っています。

大山教育長　　他に何かご質問等ありますでしょうか。よろしいですか。（はい）

それでは続きまして、報告第９号　小林市地域クラブ活動の在り方等に関する方針について説明をお願いします。

今西学校教育課長　９ページをお願いいたします。報告第９号　小林市地域クラブ活動の在り方等に関する方針について説明します。こちらも先ほどの報告第８号と同じく、２月に開催しました小林市地域クラブ活動推進協議会において承認を得ましたので、教育委員会に報告をするものです。

資料は10ページから22ページになっております。

まず11ページの目次をご覧ください。

小林市地域クラブ活動の在り方等について、背景、方針策定の趣旨、新たな地域クラブ活動などについて定めております。ページ数も大変多いですので、要点のみ説明をさせていただきたいと思います。

12ページが背景になります。

学校部活動は、学校教育の一環として行われ、教員等の献身的な支えにより成り立っており、体力や技能の向上を図る目的以外にも、生徒同士や生徒と教員等の好ましい人間関係の構築を図り、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として教育的な意義を有してきたところです

が、一方、教員の長時間勤務の課題に加えて少子化が進展し、存続が厳しい種目も増加をしており、学校部活動を従前と同様の体制で運営することが難しくなっている背景がございます。

こうした背景を受けて、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる環境を整えるために、小林市地域クラブ活動の在り方等に関する方針を策定することになりました。

13ページからが趣旨等になります。本市における部分のみご説明を申し上げます。

１　学校部活動をめぐる国や本市の動きです。

本市においては、令和３年度に中学校部活動の地域移行に向けた協議会を立ち上げ、本市の中学生にとってふさわしいスポーツ・文化芸術環境の構築に向けて検討を進めてきたところであります。

２　部活動を取り巻く状況です。

本市におきましても、少子化により生徒数は年々減少しており、令和６年度の部活動加入率は66.3％で、生徒数減少により、特に団体競技においては、中学校単位での部活動の維持が困難になってきております。

14ページをお願いいたします。

３　今後のめざす姿として、本市における学校部活動の地域移行については、地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てるという意識のもとで進めていくこととしており、地域クラブ活動は学校部活動の教育的意義や役割を継承・発展させ、地域の指導者と学校教育関係者等と連携を図り、活動環境を整えることを目指していくこととしております。

４　地域移行に向けた方向性ですけれども、現在も取り組んでいますが、平日及び休日に実施可能な部活動から段階的に地域移行を進めていくこととしております。

ただし、休日はすべてというわけではなく、月に２～３回程度、地域クラブ活動として実施をして、教職員の負担軽減と生徒への専門的な指導を図っていきたいと考えております。

拠点校部活動についても、継続的に取り組んで、生徒の望む活動の創出を図っていきたいと考えております。

なお、この方針については、改革推進期間が令和７年度末までとなりますので、それまでの方針となりまして、令和８年度以降については、県の方針見直し等もございますので、それに合わせて本方針も見直しを検討することとしております。

15ページ以降については、宮崎県の学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針を準拠して小林市版を作っておりますので、お時間のある時にお読みいただきたいと思います。説明は以上になります。

園田教育委員　指導者はある程度確保されているのでしょうか。

山内スポーツ振興課長　スポーツ協会で指導者の斡旋を行っております。まず各協会に打診をしまして、推薦をいただいて派遣している状況でございます。今のところ問題なく派遣されております。

大山教育長　今後の計画の見直しも協議会で進めるのですか。

田村教育指導監　今決まっているのは、来年度も協議会を立ち上げて、来年度までが改革推進期間なので、おそらく国の補助金がつくということで来年度も本年度と同様な取り組みを進めていくことになります。ただ、令和８年度以降については、補助金がつくか分からないので、おそらく来年度は小林市としてどういう方向にしていくのかというのも併せて検討する時期に来ているという状況になります。

大山教育長　一番大きな課題は財源の確保です。そこも含めて来年度協議を進めるということになります。

大部薗教育長職務代理者　子どもたちや保護者に負担がかからないようにしていただきたいと思います。

大山教育長　他に何かご質問等ありますでしょうか。よろしいですか。（はい）

それでは続きまして、報告第 10 号　小林市教育情報セキュリティポリシーの策定について説明をお願いします。

今西学校教育課長　報告第10号　小林市教育情報セキュリティポリシーの策定になります。本日お配りした概要資料でご説明をさせていただきたいと思います。

学校情報セキュリティポリシーとは、本市の学校及び教育委員会が保有する様々な情報を、不正アクセス、改ざん、漏えいなどの脅威からどのように守るかについて、基本的な考え方や情報セキュリティを確保するための

組織体制及び運用を含めて規定しているものになります。

対象、組織体制、情報資産の分類については資料をご覧いただきたいと思います。

裏面になります。セキュリティについて、物理的セキュリティ、人的セキュリティ、技術的セキュリティと３つのセキュリティに分けられております。

まず物理的セキュリティとは、例えばパスワードを設定することや、サーバ室に入れる人の制限をするというのが物理的にかけるセキュリティになります。

人的セキュリティとは、教育情報を取り扱う職員が不正に情報を持ち出すことをしない、させないような意識の醸成、人にかけるセキュリティが人的セキュリティになります。

技術的セキュリティとは、ウイルス対策や外部からのアクセス制限をすることです。この３つのセキュリティで教育情報を守っていくということになります。

これに対する対策を講じることが規定されているのがセキュリティポリシーということになります。

運用につきましても効果的に実施をして、常にその有効性を維持するため、同じように定めております。

一番下に、ＳａａＳ型パブリッククラウドサービス利用における教職員等の留意点ということで、こちらについては、教育現場ではインターネットを経由して、様々なソフトウェアを活用しておりますので、その運用についてもしっかり規定をしております。

以上が教育情報セキュリティポリシーの概要になります。

概要の次のページに、セキュリティポリシーの冊子をつけております。こちらの方も時間のある時に見ていただければと思います。説明は以上になります。

大部薗教育長職務代理者　ニュースでも不正アクセスなどよく聞きますので、しっかりした対策をした方がいいと思います。

大山教育長　　小林市はこれまでこういった情報関係で大きな問題の発生はしていません

が、ヒヤリとしたり、ハッとしたりするような事案はこれまでも当然出ています。

端末がいっぱいありますので、これが絵にかいた餅にならないように、各学校にしっかり周知を図っていきたいと思っております。

また後日ご覧いただければと思います。

続きまして報告第 11 号　公立学校情報機器整備事業に係る各種計画の策定について説明をお願いします。

今西学校教育課長　報告第11号　公立学校情報機器整備事業に係る各種計画の策定について報告を申し上げます。

まず、この４つの計画を策定した経緯についてご説明を申し上げます。

現在、小中学校において使用しております、１人１台端末、タブレット機器について、令和７年度が更新の時期となっております。

更新については、県内ほとんどの自治体が令和７年度末に更新となることから、県が共同で調達を進めておりますが、更新費用について、宮崎県公立学校情報機器整備事業補助金を活用することとしております。

この補助金を活用するにあたり、４つの計画を策定してホームページへ公開することが条件として求められておりますので、策定をしたものとなります。

順に簡単に説明をさせていただきたいと思います。

まず１つ目が、「小林市端末整備・更新計画」です。

こちらは、今後の端末の整備・更新計画の考え方や、更新後の端末の取り扱いについて定めたものになります。

次に「ネットワーク整備計画」です。

こちらは、各学校のネットワーク環境について定めたものになります。

現在、学校の規模に応じたネットワーク環境について、ネットワークアセスメントを実施しておりまして、その結果を踏まえて、必要なネットワーク環境を確保するための改善策を検討し実施をすることとしております。

次に、「校務ＤＸ計画」です。

こちらは、学校における業務についてＤＸを進めるための計画になります。

県が設定しています具体的な取り組みをもとに、市として、校務ＤＸをど

のように取り組んでいくかについて、現状と課題、今後の計画、どのように進めていくかを載せている計画になります。

最後４つ目ですけれども、「１人１台端末の利活用に係る計画」です。

こちらは１人１台端末、タブレットの利活用について定めている計画になります。

この４つの計画について本日の教育委員会で報告をさせていただいた後、学校に報告をさせていただいて、ホームページでの公開を行うこととしております。説明は以上になります。

大山教育長　確認ですが、これは今回端末の更新があることに基づく計画ということですよね。

今西学校教育課長　今回更新をすることに伴い、計画を策定しているものです。

これまでも計画等はありませんでしたが、ネットワーク環境や端末の更新、予備の機械の使い方については取り組んでいました。今回、しっかりと計画を立てるようにということで、４つの計画を策定したところです。

大山教育長　５年前に国のＧＩＧＡスクール構想が始まって、端末が一斉に導入されました。今回一斉に更新の時期がきたということで、今、子どもたちが使っている端末については、７年度末に新しい端末と更新されます。台数は3,600台位になりますが、宮崎県内ほぼ一斉に、ほとんどの市町村が同時期に更新されるということで、それに向けての整備、導入にあたっての計画になりますので、これを使っている間はこれに基づいて進めていくということになります。

大部薗教育長職務代理者　今使っている端末をリユースするとか再利用しないと、もったいないという感覚があります。できれば、いろんな意見を皆さんから出して再利用ができるといいなと思います。

今西学校教育課長　最初に説明をさせていただいた端末整備・更新計画に、更新対象端末のリユース、リサイクル、処分についてということで、一応今回のものはリースアップで、更新までの間はそれを使っていきます。その後、使えるものについてはこちらに書いてあるように、各学校によるリユースということで、データを消して、校長先生、教頭先生の管理職やスクールカウンセラー、学校事務の方が使っていただいたり、各学校で不足している分を

リユースで使っていただくことをまず考えています。

それ以外のものについては、バッテリー等が弱っていますので、もう使えないものについては処分という形になってくると思います。

大山教育長　よろしいでしょうか。（はい）

それでは議案に入りたいと思います。

議案第 20 号　令和７年度学校医等の委嘱について、説明をお願いします。

今西学校教育課長　議案第20号　令和７年度学校医等の委嘱について、学校保健安全法第23条第３項の規定に基づく学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について教育委員会の承認を求めるものです。

24ページから27ページまで、内科、眼科、耳鼻科、歯科、薬剤師を載せております。

令和６年度と変わったところに黄色で色をつけております。

24ページ、23番の小林中学校が沖内科・内科小児科医院の沖浩一郎先生から沖美和先生へ、32番の三松中学校、園田病院が、丸山賢幸先生から尚原正昭先生へ変更になっております。

また19、20、21、34、35番は野尻地区の小中学校になりますが、野尻地区の小中学校については、毎年担当校が入れ替わるようになっておりますので、昨年度押川病院だったところが７年度は野尻中央病院、野尻中央病院だったところが押川病院で入れ替わっております。

25ページの眼科、耳鼻科については変更はございません。

26ページの歯科につきまして、９番の東方小学校が大坪歯科医院からヨコヤマデンタルオフィスへ、20番の細野中学校が、大坪歯科医院の大坪英幸先生から大坪照幸先生に変わっております。

最後に27ページの薬剤師についてです。

４番の西小林小学校が松山盛文薬剤師から松山盛土薬剤師へ、８番の幸ケ丘小学校が柊山雅子薬剤師から山口賢也薬剤師に変わっております。

この医師、薬剤師の選任については、西室医師会、小林歯科医師団、西諸薬剤師会にお願いをして選定をしていただいております。説明は以上になります。

大部薗教育長職務代理者　耳鼻科の先生が１人ということで、今後が少し心配です。

今西学校教育課長　耳鼻科の先生が閉院をされて柊山先生だけになったときに、やはり１人の先生で２学年はちょっと難しいということで、対象の学年を１学年に減らしたという経緯はございます。

今のところは柊山先生が頑張っていただいているので、何とかなっているという部分と、やはり西諸医師会からも、学校医の選定がだんだん難しくなってきているという実情は伺っているところです。

大山教育長　年度が替わりましたら西諸医師会にお願いに行って、円滑に進めていきたいと思っております。

それではお諮りしたいと思います。

議案第20号については原案どおり承認してよろしいでしょうか。（はい）

ありがとうございました。承認されました。

続きまして議案第21号　小林市学校給食物価高騰対策事業費補助金交付要綱の一部改正について説明をお願いします。

山内スポーツ振興課長　議案第 21 号　小林市学校給食物価高騰対策事業費補助金交付要綱の一部改正について承認を求めるものでございます。

29 ページをお開きください。

小林市学校給食物価高騰対策事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

（案）小林市学校給食物価高騰対策事業費補助金交付要綱（令和４年小林市告示第 147 号）の一部を次のように改正する。

第１条中「、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中」を削り、「又は中学校」を「若しくは中学校又は宮崎県立小林こすもす支援学校」に改める。

附則（施行期日）１この告示は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）２この告示による改正後の小林市学校給食物価高騰対策事業費補助金交付要綱の規定は、令和７年度以後の予算に係る補助金から適用し、令和６年度までの予算に係る補助金については、なお従前の例によるということで、30 ページに新旧対照表を載せております。

改正の理由につきましては、４月１日からの学校給食費の改定に当たり、宮崎県立小林こすもす支援学校に在籍する児童生徒の保護者を対象とするためとさせていただいております。以上、ご審議お願いします。

大山教育長　　ご質問等ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。（はい）

それではお諮りしたいと思います。

議案第21号については原案どおり承認してよろしいでしょうか。（はい）

ありがとうございました。承認されました。

続きまして議案第22号 小林市奨学金貸与条例施行規則の一部改正について、説明をお願いします。

今西学校教育課長　議案第22号　小林市奨学金貸与条例施行規則の一部改正について教育委員会の承認を求めるものでございます。資料は31ページと本日お配りしております資料の31－１から31－３ページをお開きください。

奨学金の貸与については、借用証書の左上に収入印紙を貼る必要がございますが、平成28年度税制改正において、特定の学資としての資金の貸付けに係る消費賃借契約書の印紙税の非課税措置が創設されておりまして、文部科学省への書類提出により、令和４年度から令和６年度までは、租税特別措置法第91条の３第２項の規定の適用により、印紙税が非課税となっておりました。

こちらが、令和７年３月31日までの時限措置となっておりましたが、令和７年度の税制改正の大綱で、適用期限を３年延長することとなりました。

本市の奨学金について、更新の再申請を行ったところ、本市の奨学金は、大学進学、高等学校、専門学校への進学と同様に、専修学校への進学の際も、奨学金の貸与を受けられるとしておるところですが、この専修学校は３つ課程がありますけれども、一般課程についても奨学金貸与できるとしている場合は、文科省で対象外となるということで、この印紙税の措置を受けられない、申請ができないとなったため、令和７年度からは、従前に戻る形ですけれども収入印紙を貼る必要があることから、様式の改正を行うものです。

施行日については令和７年４月１日となります。

この専修学校について説明させていただくと、３つ課程がありまして、専修学校の１つ目が、高等課程といって高等専修学校、いわゆる高専になります。２つ目が専門課程といって専門学校になります。ですので、専門学

校に進まれる方も奨学金の貸与を受けられ、高専に行かれる方も奨学金の貸与を受けられます。この３つ目の今回、対象外となった一般課程は特に入学資格を定めないで教育を行う課程になります。入学資格や年齢に関係がなく誰でも自由に、専門的な知識、技術を学べるところが、専修学校の一般課程となります。例えば、社会人でも通学することができますし、例を挙げますと、服飾系、調理系の学校で、社会人として何かを学びたいといったときに行けるのが一般課程です。それと、予備校が該当します。

ですので、そういった社会人でも行けるところも、奨学金の対象としている場合は、文科省の印紙税の対象にならないということで、今回は申請を取り下げしたところです。

本市の奨学金貸与条例では、専修学校の一般課程に行かれる方は対象外という規定はしておりませんので、もし申請があった場合は、今のところ条件をクリアされれば、貸与ができる状態になっております。現在、一般課程の方に奨学金を貸与している事例はありませんが、現条例で規定しているところでは、一般課程の方でも貸与ができるとなっておりますので、対象外となります。

ただし、小林市の奨学金貸与条例は収入要件等も決まっていますので、そういったところでは貸与対象外となると思っているところです。そういったことで、今回収入印紙を貼ることになりましたので、３年前に戻るだけですけれども、そのように改正をさせていただきたいと考えています。以上です。

大山教育長　ご質問等ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。（はい）

それではお諮りしたいと思います。

議案第22号については原案どおり承認してよろしいでしょうか。（はい）

ありがとうございました。承認されました。

続きまして議案第 23 号 小林市スクールサポートセンター運営要綱の一部改正について説明をお願いします。

今西学校教育課長　資料は32ページと、本日お配りしております資料の32－１から32－4ページになります。

議案第23号　小林市スクールサポートセンター運営要綱の一部改正について教育委員会の承認を求めるものでございます。

改正の趣旨としましては、学校運営に関する支援を行うために設置をしております小林市スクールサポートセンターＳＳＣの運営要綱について、実情と合っていない部分がございましたので、見直しを行い一部改正するものです。

新旧対照表でご説明を申し上げます。

第２条の２について、ＳＳＣはと主語を加えた上で、共同学校事務室の書きぶりについて、他の要綱などと揃えるように改正をしております。

第３条については、職員について規定しておりますが、これまで人数を明記していたものを削除し、現在、事務局長が事務局員を兼ねて事務を行っている実情がございましたので、事務局員を置かないこともできるという改正をしております。

第５条については、教育委員会と連絡調整を図ることをしっかり明記するということで追加をさせていただいております。

第８条については現行では、推進委員会について規定をしておりますが、現状、推進委員会の役割については、次の条に出てきます事務局会で行っておりますので、削除をしております。

これにより８条を削除しますので、第９条から第13条までが１条ずつ繰り上げになります。

32－4ページの上の方に、現行の繰り上がった第８条について、こちらは事務局会のことを書いておりますけれども、先ほど推進委員会の役割を事務局会で今も担っているということでしたので、実情に合わせて事務局会の方に役割を追加しております。

本改正については、教育委員会とＳＳＣ事務局と協議をしながら、見直しを進めまして、ＳＳＣの運営がより分かりやすくなることとを期待しているところです。説明は以上になります。

大山教育長　スクールサポートセンターそのものの役割について、なかなか難しいところがありますが、学校事務の取り組みとしては小林市独自です。学校事務の機能強化、学校事務が学校運営に積極的に関わってもらうために、役割

を明確にする改正となります。

ご質問等ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。（はい）

それではお諮りしたいと思います。

議案第23号については原案どおり承認してよろしいでしょうか。（はい）

ありがとうございました。承認されました。

続きまして議案第 24 号　市職員（教育委員会事務局）の人事異動についてと、議案第 25 号　令和７年度小林スクールサポートボランティアセンター（ＫＳＳＶＣ）アドバイザー及び小林市豊かな学び支援室長の委嘱についてです。

両議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14号第７項に人事に関する事件その他の事件について、教育長または委員の発議により出席者の３分の２以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができると定めがありますので、非公開にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。（はい）

それでは、両議案については非公開といたします。

大山教育長　　議案第26号　小林市共同学校事務室設置規則の一部改正について説明をお願いします。

今西学校教育課長　議案第26号　小林市共同学校事務室設置規則の一部改正について、教育委員会の承認を求めるものでございます。

本日お配りしました資料の34－２ページをお開きください。

共同学校事務室は小中学校における事務を効果的に処理するために、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第47条の４の規定に基づいて設置をしております。

今回の改正は、この法律が改正されたときに、第47条の４に改正されましたが、小林市の規則についての改正が漏れていることが分かりましたので、今回改正をするものです。条ずれというところになります。説明は以上になります。

大山教育長　　ご質問等ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。（はい）

それではお諮りしたいと思います。

議案第26号については原案どおり承認してよろしいでしょうか。（はい）

ありがとうございました。承認されました。

それでは、次回開催予定をお願いします。

池北調製職員　次回の開催につきましては、４月16日水曜日、午後３時30分から市役所３階第３会議室で開催予定です。

よろしくお願いいたします。

大山教育長　以上をもちまして、本日の定例会をこれで終わります。お疲れさまでした。

閉会　17：15